

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和元年7月29日 10時30分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市相浦港 相浦港1号防波堤灯台から真方位062°760m付近 （概位 北緯33°11.1′ 東経129°38.9′）
事故の概要	漁船第二十八日の出丸は、東北東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和元年7月30日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十八日の出丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-13828（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷 灯浮標 昇降用階段に曲損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風力 2、視界 不良 海象：潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員3人が乗り組み、レーダーのみを作動させ、東北東進中、船長が、雨が強くなり、視界が悪くなったので、相浦港第4号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）との位置関係を確認しようとレーダーのFTC（雨雪反射抑制）の設定を調整していたところ、本件灯浮標に衝突した。 船長は、本件灯浮標の存在を認識していた。 甲板員3人は、甲板上で水揚げの準備作業を行っていた。
分析	本船は、東北東進中、雨により視界が制限される状況下、船長が、他の乗組員を操舵室に配置しておらず、レーダーのFTCの設定を調整しながら航行したことから、船位を確認できないまま本件灯浮標に接近し、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、雨により視界が制限される状況下、本船が東北東進中、船長が、他の乗組員を操舵室に配置しておらず、レーダーのFTCの設定を調整しながら航行したため、船位を確認できないまま本件灯浮標に接近し、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中、視界不良となった場合は、見張りを増員して当直体制を強化すること。 ・レーダーの調整を行う際は、GPSプロッター等他の航海機器を

	活用して船位の確認を行うこと。
--	-----------------